

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年2月1日

【会社名】 株式会社商工組合中央金庫

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関 根 正 裕

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【電話番号】 03(3272)6111（代表）

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 垂 石 享

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【電話番号】 03(3272)6111（代表）

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 垂 石 享

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】 一般募集 10,000百万円
(注) 一般募集の金額は有価証券届出書提出日現在の見込額です。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店
(大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番13号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)]

銘柄	株式会社商工組合中央金庫第2回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約及び劣後特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円(注)15
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円(注)15
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	1. 2024年3月4日((注)16)の翌日から2029年5月9日まで年(未定)% (2024年2月16日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、2024年2月22日から2024年2月27日までのいずれかの日(以下「条件決定日」という。)に決定する予定である。)とする。 2. 2029年5月9日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき定められる6ヶ月日本円タイポに(未定。ただし、本「利率」欄第1項の利率から、当該利率の決定時点においてリフィニティブJPYSB6DIRS=TRDT頁(またはその承継頁)の「Realtime」の列に表示されている5年物円スワップのビッド・レートとアスク・レートの平均値(算術平均値を算出したうえで、小数点第3位以下を切り上げる。)を控除した値とする。)%を加算したものとす。ただし、かかる利率が0%を下回る場合は0%とする。
利払日	毎年5月9日及び11月9日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日(別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定義する。以下同じ。)までこれを付し、毎年5月9日及び11月9日(以下「支払期日」という。)に本項第(2)号乃至第(4)号に定める方法によりこれを支払う。 (2) 2024年3月4日((注)16)の翌日から2029年5月9日までの本社債の利息については、2024年5月9日を第1回の支払期日として、以後の各支払期日に、各々以下により計算される金額を支払う。ただし、支払期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 各本社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)が各口座管理機関(別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)の各口座に保有する各本社債の金額(ただし、支払期日において、別記「(注)6 債務免除特約」第(1)号に基づき各本社債に基づく元金の一部の支払債務が免除されている場合(別記「(注)7 元金回復特約」に基づき当該免除の効力がその全部について消滅している場合を除く。)には、当該支払期日における各本社債の免除後元金額(別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定義する。以下同じ。)。また、支払期日以前に損失吸収事由(別記「(注)6 債務免除特約」第(1)号に定義する。以下同じ。)が発生し、かつ、当該損失吸収事由にかかる債務免除日(同号に定義する。)が支払期日後に到来する場合には、当該債務免除日における各本社債の免除後元金額。本項第(3)号において同じ。)の総額に一通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 本号において「一通貨あたりの利子額」とは、別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程施行規則に従い、1円に別記「利率」欄第1項に定める利率を乗じ、それを2で除して得られる金額(ただし、半か年に満たない期間につき一通貨あたりの利子額を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算した金額)をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

- (3) 2029年5月9日の翌日以降の本社債の利息については、各支払期日に、各々以下により計算される金額を支払う。ただし、支払期日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
本号において「通貨あたりの利子額」とは、別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程施行規則に従い、1円に別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される利率及び当該利息計算期間(下記に定義する。)の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じて得られる金額をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
「利息計算期間」とは、2029年5月9日の翌日からその次の支払期日までの期間及び連続する各支払期日の翌日からその次の支払期日までの期間をいう。
- (4) 本項第(2)号または第(3)号に従い本社債の利息を計算する場合において、ある支払期日の直前の支払期日の翌日から当該支払期日までの期間(以下「対象期間」という。)に元金回復日(別記「(注)7 元金回復特約」第(1)号に定義する。以下同じ。)が到来した場合には、()当該対象期間のうち直前の支払期日の翌日から当該対象期間において最初に到来した元金回復日までの期間については、当該元金回復日の直前における免除後元金額(ただし、当該元金回復日後当該支払期日までの期間に損失吸収事由が発生し、かつ、当該元金回復日後当該支払期日までの期間の各日における免除後元金額のうち最も小さい額が、当該元金回復日の直前における免除後元金額を下回る場合には、当該最も小さい額)を本項第(2)号または第(3)号における各本社債の金額とみなし、()当該対象期間のうちいずれかの元金回復日の翌日から次の元金回復日までの期間(もしあれば)については、当該次の元金回復日の直前における免除後元金額(ただし、当該次の元金回復日後当該支払期日までの期間に損失吸収事由が発生し、かつ、当該次の元金回復日後当該支払期日までの期間の各日における免除後元金額のうち最も小さい額が、当該次の元金回復日の直前における免除後元金額を下回る場合には、当該最も小さい額)を本項第(2)号または第(3)号における各本社債の金額とみなし、また、()当該対象期間のうち当該対象期間において最後に到来する元金回復日の翌日から当該支払期日までの期間については、当該支払期日における免除後元金額を本項第(2)号または第(3)号における各本社債の金額とみなし、本項第(2)号に従い各々の期間につき計算して得られる金額の合計額、または本項第(3)号に従い各々の期間を利息計算期間とみなしたうえで、当該対象期間について別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される利率を適用して計算して得られる金額の合計額を、当該支払期日に支払うべき本社債の利息とする。
- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号の規定にかかわらず、()各本社債の免除後元金額が1円となりこれが継続している間、()償還期日後、及び()当金庫につき清算事由(別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定義する。)が発生した日以降これが継続している間は、本社債には利息を付さない。
- (6) 任意利払停止
本項第(1)号乃至第(4)号の規定にかかわらず、当金庫は、本社債の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各支払期日において、各本社債につき、当該支払期日に支払うべき本社債の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。当金庫は、本号に基づき支払期日において各本社債につき本社債の利息の全部または一部の支払を行わないことを決定した場合(ただし、法令または法令に基づく経済産業省、財務省及び金融庁その他の監督当局による命令その他の処分に基づく場合を除く。)には、()当金庫がその次の支払期日に支払うべき本社債の利息の支払を行うことまたは全部もしくは一部の支払を行わないことを決定するまでの期間中(ただし、別記「償還の方法」欄第2項に基づき本社債の全部につき償還または買入消却された場合を除く。)、(x)当金庫の普通株式及び自己資本規制上の自己資本比率基準におけるその他Tier 1 資本調達手段に該当する当金庫の株式(その他Tier 1 配当最優先株式(下記に定義する。)を除く。)に対する金銭の配当並びに(y)各種のその他Tier 1 配当最優先株式の各株式に対する、当該各種のその他Tier 1 配当最優先株式の株式一株あたりの優先配当金の額の半額に、当該支払期日に支払うべき本社債の利息(当該利息の金額に本項第(7)号に定める利払可能額制限が適用される場合であっても、その適用をせず、本項第(2)号乃至第(4)号に従い計算される本社債の利息の額とする。)のうち支払を行う部分として当金庫が決定した割合を乗じた額を超える額の金銭の配当を行う旨の取締役会の決議またはかかる配当を行う旨の会社提案の議案の株主総会への提出を行わないものとし、また、()当該支払期日に支払うべき本社債の利息のうち支払を行わない部分として当金庫が決定した割合と少なくとも同じ割合を、当該支払期日と同一の日に支払うべき負債性その他Tier 1 資本調達手段(下記に定義する。)の配当または利息のうち支払を行わない部分として当金庫が決定する割合とするものとする。この場合において、当該支払期日が、本社債の社債要項または負債性その他Tier 1 資本調達手段の要項における銀行営業日に該当しないことから、本社債の社債要項または当該要項に従い本社債または当該負債性その他Tier 1 資本調達手段の配当または利息の支払が行われる日に関する調整がなされる場合であっても、本社債及び当該負債性その他Tier 1 資本調達手段の配当または利息は、当該支払期日に支払うべきものとみなす。

「その他Tier 1 配当最優先株式」とは、当金庫の自己資本規制上の自己資本比率基準におけるその他Tier 1 資本調達手段に該当する当金庫の優先株式のうち、配当の順位が最も優先するものをいう。

「負債性その他Tier 1 資本調達手段」とは、当金庫の自己資本規制上の自己資本比率基準におけるその他Tier 1 資本調達手段のうち、負債性資本調達手段に該当するもの(本社債及び専ら当金庫の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等(以下「特別目的会社等」という。))の発行する負債性資本調達手段を除く。)をいう。

(7) 利払可能額制限

本項第(1)号乃至第(4)号の規定にかかわらず、当金庫が各支払期日に各本社債につき支払うべき本社債の利息の金額は、利払可能額(下記に定義する。)を限度とするものとし(かかる制限を以下「利払可能額制限」という。)、当金庫は、各本社債につき、当該支払期日に支払うべき本社債の利息のうち当該利払可能額を超える金額について、本社債の利息の支払を行わない。

「利払可能額」とは、ある支払期日について、当該支払期日における調整後分配可能額(下記に定義する。)を、()当該支払期日に本社債につき支払うべき本社債の利息の総額並びに()当該支払期日に支払うべき配当最優先株式(下記に定義する。)及び同順位証券(下記に定義する。)の配当または利息の総額で按分して算出される額のうち、各本社債にかかる按分額をいう(ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。)。この場合において、当該支払期日が、本社債の社債要項または当該配当最優先株式もしくは当該同順位証券の要項における銀行営業日に該当しないことから、本社債の社債要項または当該要項に従い本社債または当該配当最優先株式もしくは当該同順位証券の配当または利息の支払が行われる日に関する調整がなされる場合であっても、本社債または当該配当最優先株式もしくは当該同順位証券の配当または利息は、当該支払期日に支払うべきものとみなす。また、当金庫は、配当または利息の支払が外貨建てで行われる配当最優先株式及び同順位証券については、当金庫が適当と認める方法により、それらの配当及び利息の額を円貨建ての額に換算したうえで、当該円貨建て換算後の配当最優先株式及び同順位証券の配当及び利息の額を用いて、利払可能額を算出する。

「調整後分配可能額」とは、ある日において、会社法に基づき算出される当該日における当金庫の分配可能額から、当該日の属する事業年度の初日以後、当該日の前日までに支払われた本社債、同順位証券及び劣後証券(下記に定義する。)の配当及び利息の総額を控除して得られる額をいう。この場合において、本社債または当該同順位証券もしくは当該劣後証券の配当または利息の支払が行われる日が、本社債の社債要項または当該同順位証券もしくは当該劣後証券の要項における銀行営業日に該当しないことから、本社債の社債要項または当該要項に従い本社債または当該同順位証券もしくは当該劣後証券の配当または利息の支払が行われる日に関する調整がなされる場合であっても、本社債または当該同順位証券もしくは当該劣後証券の配当または利息は、当該調整前の日に支払われるものとみなす。また、当金庫は、配当または利息の支払が外貨建てで行われる同順位証券及び劣後証券については、当金庫が適当と認める方法により、それらの配当及び利息の額を円貨建ての額に換算したうえで、当該円貨建て換算後の同順位証券及び劣後証券の配当及び利息の額を用いて、調整後分配可能額を算出するものとする。

「配当最優先株式」とは、当金庫の優先株式で配当の順位が最も優先するものをいう。

「同順位証券」とは、当金庫の債務で利息にかかる権利について本項第(6)号及び第(7)号と実質的に同じ条件を付されたもの(ただし、本社債、及び特別目的会社等がその債権者であるものを除く。)、並びに特別目的会社等の資本調達手段で配当または利息にかかる権利について本項第(6)号及び第(7)号と実質的に同じ条件を付されたものをいう。

「劣後証券」とは、当金庫の債務で利息にかかる権利について本項第(6)号または第(7)号のいずれかの点において本社債に実質的に劣後する条件を付されたもの(ただし、特別目的会社等がその債権者であるものを除く。)、及び特別目的会社等の資本調達手段で配当または利息にかかる権利について本項第(6)号または第(7)号のいずれかの点において本社債に実質的に劣後する条件を付されたものをいう。

(8) 本項第(6)号または第(7)号に基づき支払期日に支払われなかった本社債の利息は繰り延べられず、当該支払期日において、当金庫の本社債に基づく当該利息の支払債務の効力は将来に向かって消滅する。

- (9) 当金庫は、本項第(6)号または第(7)号に基づき支払期日に支払うべき本社債の利息の全部または一部の支払を行わない場合、第(6)号の場合についてはその旨及び当金庫が支払を行うこととした本社債の利息の金額、第(7)号の場合については利払可能額制限が生じた旨及び利払可能額、当該支払期日並びに当金庫が第(6)号または第(7)号に従い当該支払期日において本社債の利息の全部または一部の支払を行わず、その支払債務の効力は将来に向かって消滅することを、当該支払期日の10銀行営業日前までに財務代理人(別記「(注)4 財務代理人」第(1)号に定める財務代理人をいう。以下同じ。)に通知し、また別記「(注)9 公告の方法」に定める公告またはその他の方法により本社債権者に通知する。ただし、財務代理人に当該支払期日の10銀行営業日前までに当該通知を行うことができないときは、当金庫は、その対応につき財務代理人と協議するものとし、また、当該支払期日の10銀行営業日前までに本社債権者に対する公告またはその他の方法による通知を行うことができないときは、その後速やかにこれを行う。
- (10) 本項に基づき支払期日に支払を行わないものとされた本社債の利息の全部または一部が本社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、当該社債権者はその受領した利息をただちに当金庫に返還する。
- (11) 本項に基づき支払期日に支払を行わないものとされた本社債に基づく利息の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (12) 本社債の利息の支払については、本項のほか別記「(注)6 債務免除特約」に定める債務免除特約、別記「(注)7 元金回復特約」に定める元金回復特約及び別記「(注)8 劣後特約」に定める劣後特約に従う。
2. 適用利率の決定
- (1) 別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される本社債の利率は、各利息計算期間の開始直前の支払期日の2銀行営業日前(以下「利率基準日」という。)の午前11時現在のリフィニティブ17097頁(一般社団法人全銀協TIBOR運営機関(または日本の無担保コール市場における銀行間取引金利指標の運営を承継するその他の者。以下「タイポー運営機関」と総称する。)が運営する日本の無担保コール市場における銀行間取引金利指標を表示するリフィニティブの17097頁またはその承継頁をいい、以下「リフィニティブ17097頁」という。)に表示される日本の無担保コール市場における銀行間取引金利指標のうち6ヶ月物の金利(またはその後継指標。以下「6ヶ月日本円タイポー」という。)に(未定。ただし、別記「利率」欄第2項の利率の決定時における6ヶ月日本円タイポーへの上乗せ幅と同値とする。)%を加算したものとし、各利率基準日に当金庫が決定するものとする。
- (2) 利率基準日に、6ヶ月日本円タイポーがリフィニティブ17097頁に表示されない場合またはリフィニティブ17097頁が利用不能となった場合には、当金庫は、利率基準日に利率照会銀行(日本の無担保コール市場における主要銀行であって、タイポー運営機関が市場実勢金利の提示を受ける先として選定しているリファレンス・バンクの中から当金庫が指定する銀行4行をいい、以下「利率照会銀行」という。)の主たる店舗に対し、利率基準日の午前11時現在に日本の無担保コール市場においてそれらの利率照会銀行が日本の主要銀行に対して提示していた円の6ヶ月物にかかる実勢金利(以下「提示レート」という。)の提示を求め、その平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6ヶ月日本円タイポーとする。
- (3) 本項第(2)号の場合で、当金庫に提示レートを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月日本円タイポーは、当該利率照会銀行の提示レートの平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)とする。
- (4) 本項第(2)号の場合で、当金庫に提示レートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、別記「利率」欄の規定にかかわらず、当該利息計算期間に適用される利率は、当該利率基準日が属する利息計算期間に使用された利率と同率とする。
- (5) 当金庫が、6ヶ月日本円タイポーの算出もしくは運営または関連する運営者による公表が中止されたために6ヶ月日本円タイポーがリフィニティブ17097頁に公表されなくなったと判断するか、または、6ヶ月日本円タイポーが存続して適用利率を6ヶ月日本円タイポーを適用して決定し続けることができるにもかかわらず、従来6ヶ月日本円タイポーを変動利率の参照指標としていた日本円建ての変動利率債に一般的に適用される債券資本市場における市場慣行(業界団体及び組織の公式声明、意見及び発表(ただし、これらに限らない。))に基づき決定される。)が6ヶ月日本円タイポー以外の基準レートを参照するように変更された(または次回の利率基準日までに変更される)と合理的に判断する場合、本項第(2)号から第(4)号の規定にかかわらず、以下の規定を適用する。なお、本号により6ヶ月日本円タイポーの代替がなされた後においても、当金庫が、代替参照レート(本号に定義する。)を変更することが適切であると合理的に判断する場合には、本号は再適用できるものとする。

当金庫は、すべての将来の変動利息期間(2029年5月9日の翌日以降に開始する利息計算期間をいう。以下同じ。)に関し、6ヶ月日本円タイパーを後継または代替するレート(以下「代替参照レート」という。)、代替するスクリーン頁または情報源(以下「代替スクリーン頁」という。))及びスプレッド調整(本号に定義する。))を、各変動利息期間にかかる利率基準日の5銀行営業日前(以下「代替参照レート決定期限」という。))までに決定するため、独立アドバイザー(本号に定義する。))を選任する合理的な努力をする。

代替参照レートは、独立アドバイザーが適用利率の決定のために6ヶ月日本円タイパーを代替して市場慣行として使用されていると決定するレート、または、独立アドバイザーがかかるレートが存在しないと判断する場合には、独立アドバイザーがその単独の裁量で、6ヶ月日本円タイパーに最も相当すると誠実にかつ商業上合理的な方法で決定するレートとし、代替スクリーン頁は、代替参照レートを表示する情報サービスにかかる頁とする。

本号に従って当金庫が独立アドバイザーを選任できない場合または本号に従って独立アドバイザーが代替参照レート決定期限までに代替参照レートを決定できない場合、(a)本号の規定にかかわらず、当金庫は、その単独の裁量で、6ヶ月日本円タイパーに最も相当すると誠実にかつ商業上合理的な方法で決定するレートをもって、代替参照レートを決定することができ、(b)当金庫が代替参照レート決定期限の翌2銀行営業日までに代替参照レートを決定できない場合には、適用利率は、本項第(2)号もしくは第(3)号に従って定める6ヶ月日本円タイパーに(未定。ただし、別記「利率」欄第2項の利率の決定時における6ヶ月日本円タイパーへの上乗せ幅と同値とする。))%を加算した利率または本項第(4)号に従って定める利率とし、当金庫がこれを決定する。

代替参照レートが本号またはに従い決定される場合、かかる代替参照レートにスプレッド調整を反映させたものがすべての将来の変動利息期間にかかる6ヶ月日本円タイパーを代替し、また、かかる代替参照レートの代替スクリーン頁がリフィニティブ17097頁を代替する。

独立アドバイザーまたは当金庫が、代替参照レートを本号またはに従って決定した場合、当金庫は、独立アドバイザーと協議のうえ、独立アドバイザーがいない場合は当金庫の判断で、代替参照レートに関する市場慣行に従うために、利率基準日、レートまたはその見積りを取得する回数、利息の日割計算方法もしくは営業日調整に関する規定、及び代替参照レートが代替スクリーン頁に表示されない場合の取扱い(以下「代替的取扱い」と総称する。))を定めることができ、また、本社債の社債要項につき代替参照レート及びスプレッド調整の適切な運用に必要であると誠実に判断する範囲内で変更(以下「本変更」という。))を行うことができる。適用ある日本法の許容する範囲内で、代替参照レート、代替スクリーン頁もしくはスプレッド調整の決定、代替的取扱い、本変更またはその他の必要な変更及び措置(必要な場合、当金庫または財務代理人による契約書類の締結またはその他の措置の実行を含む。以下「同意不要事項」と総称する。))に関して、本社債権者の同意は不要とする。

当金庫は、代替参照レート、代替スクリーン頁、スプレッド調整その他本号に基づく変更を決定した後速やかに、財務代理人にかかる事項を書面で通知し、その後実務上可能な限り速やかに、その旨を本社債権者に対して通知または公告する。

本号における用語の定義は、以下のとおりとする。

「独立アドバイザー」とは、当金庫が自らの費用負担により選任する定評のある独立した金融機関または債券資本市場における実績を有するその他の独立したアドバイザーをいう。

「スプレッド調整」とは、6ヶ月日本円タイパーを代替参照レートで代替する結果として本社債権者に及ぶ経済的な不利益または利益を、その状況において合理的な範囲で削減または除去するために、かかる代替参照レートの調整に必要となるスプレッド(正、負または零のいずれもあり得る。))またはスプレッドを計算する計算式もしくは計算方法として、以下に定めるものをいう。

- (a) 独立アドバイザーまたは当金庫が、6ヶ月日本円タイパーを参照する債券資本市場取引におけるその時点の市場慣行として、6ヶ月日本円タイパーが当該代替参照レートに代替された場合のスプレッド調整に使用されていると認識または確認し、決定するスプレッド、計算式または計算方法
 - (b) 上記(a)の市場慣行が認識または確認されない場合は、独立アドバイザーまたは当金庫が、その裁量により、誠実にかつ商業上合理的な方法で適切であると決定するスプレッド、計算式または計算方法
- (6) 当金庫は、財務代理人に本項第(1)号乃至第(4)号に定める利率確認事務を委託し、財務代理人は、利率基準日に当該利率を確認する。
- (7) 当金庫及び財務代理人は、その本店において、各利息計算期間の開始日から5銀行営業日以内に、上記により決定された本社債の利率等を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。ただし、当金庫については、当該利率等を自らのウェブサイトに掲載することをもって、これに代えることができるものとする。

3. 利息の支払場所

別記「(注)14 元利金の支払」記載のとおり。

償還期限	定めない。ただし、別記「償還の方法」欄第2項の規定に従い、本社債の全部を償還する。
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の償還期限は定めない。ただし、当金庫は、次号以降の本項の規定に従い、残存する本社債の全部を償還する。</p> <p>(2) 当金庫は、清算事由(下記に定義する。)が発生し、かつ、継続している場合、別記「(注)8 劣後特約」に定める劣後特約の規定に従い、残存する本社債の全部を、各社債の金額100円につき金100円の割合(ただし、償還がなされる日(以下「償還期日」という。)において、別記「(注)6 債務免除特約」第(1)号に基づき各本社債に基づく元金の一部の支払債務が免除されている場合(別記「(注)7 元金回復特約」に基づき当該免除の効力がその全部について消滅している場合を除く。)には、各本社債の金額1億円につき、金1億円から当該免除され、かつ、当該免除の効力が消滅していない支払債務にかかる金額を控除して得られる金額(以下「免除後元金額」という。)の割合。本項第(5)号において同じ。)で償還する。 「清算事由」とは、当金庫について清算手続(会社法に基づく特別清算手続を除く。)が開始された場合をいう。</p> <p>(3) 清算事由が発生し、かつ、継続していない限り、当金庫は、2029年5月9日以降に到来するいずれかの支払期日に、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還することができる。ただし、償還期日において、別記「(注)6 債務免除特約」第(1)号に基づき各本社債に基づく元金の一部の支払債務が免除されている場合(別記「(注)7 元金回復特約」に基づき当該免除の効力がその全部について消滅している場合を除く。)には、本号に基づく償還を行うことはできない。</p> <p>(4) 当金庫は、本項第(3)号に基づき本社債を償還しようとする場合、その旨及び償還期日その他必要事項を、当該償還期日に先立つ25日以上60日以下の期間内に財務代理人に通知し、また当該償還期日に先立つ21日以上60日以下の期間内に別記「(注)9 公告の方法」に定める公告またはその他の方法により本社債権者に通知する。</p> <p>(5) 清算事由が発生し、かつ、継続していない限り、当金庫は、払込期日以降、税務事由(下記に定義する。)または資本事由(下記に定義する。)(以下「特別事由」と総称する。)が発生し、かつ当該特別事由が継続している場合、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で、償還することができる。 「税務事由」とは、日本の税制またはその解釈の変更等により、本社債の利息の全部または一部の損金算入が認められないこととなり、当金庫が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない場合をいう。 「資本事由」とは、当金庫が、経済産業省、財務省、金融庁その他の監督当局と協議の結果、日本の銀行監督規則に定める自己資本比率規制上の自己資本算入基準またはその解釈の変更等により、本社債の全部または一部が、当該自己資本算入基準に基づき当金庫のその他Tier 1 資本にかかる基礎項目として扱われないおそれがあると判断した場合をいう。この場合、当金庫は、資本事由に該当する旨及びその旨を示す具体的事実(経済産業省、財務省、金融庁その他の監督当局との協議の結果を含む。)を記載した当金庫の取締役により署名または記名押印された証明書を財務代理人に交付する。</p> <p>(6) 当金庫は、本項第(5)号に基づき本社債を償還しようとする場合、その旨及び償還期日その他必要事項を、当該償還期日に先立つ45日以上60日以下の期間内に同号に基づく証明書(必要な場合に限る。)を添えて財務代理人に通知し、当該償還期日に先立つ30日以上45日以下の期間内に別記「(注)9 公告の方法」に定める公告またはその他の方法により本社債権者に通知する。かかる財務代理人に対する通知及び本社債権者に対する公告またはその他の方法による通知は取り消すことができない。また、本項第(5)号に定める証明書は、当金庫の本店に備えられ、その営業時間中に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。かかる謄写に要する一切の費用はその謄写を行う本社債権者の負担とする。</p> <p>(7) 本項第(6)号に別段の定めがある場合を除き、同号の手續に要する一切の費用はこれを当金庫の負担とする。</p> <p>(8) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。ただし、2029年5月9日までに償還される場合において、当該日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(9) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の確認を受けたうえで、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、これを行うことができる。</p> <p>(10) 本社債の償還または買入消却については、本項のほか、別記「利息支払の方法」欄第1項の規定、別記「(注)6 債務免除特約」に定める債務免除特約、別記「(注)7 元金回復特約」に定める元金回復特約及び別記「(注)8 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p>

	3.償還元金の支払場所 別記「(注)14 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2024年2月27日(注)16
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2024年3月4日(注)16
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	該当事項なし
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)

本社債について、当金庫はR & IからA - の信用格付を条件決定日に取得する予定である。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当金庫はJCRからA+(シングルAプラス)の信用格付を条件決定日に取得する予定である。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

なお、本社債につき、約定により許容される利息の支払停止や元金支払義務の免除が生じた場合、当該支払停止や免除は「債務不履行」にあたらぬが、JCRでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3 社債の管理

会社法第702条ただし書に基づき、本社債には社債管理者を設置しない。

4 財務代理人

- (1) 当金庫は、株式会社みずほ銀行(以下「財務代理人」という。)との間に2024年2月27日((注)16)付株式会社商工組合中央金庫第2回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約及び劣後特約付)財務及び発行・支払代理契約証書を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する予定である。
- (2) 財務代理人は、本社債に関して、本社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また本社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- (3) 財務代理人を変更する場合には、当金庫は、本(注)9に定める公告またはその他の方法により本社債権者に通知する。

5 期限の利益喪失に関する特約

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。なお、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

6 債務免除特約

- (1) 当金庫について損失吸収事由(本号 に定義する。)、実質破綻事由(本号 に定義する。)または倒産手続開始事由(本号 に定義する。)(以下「債務免除事由」と総称する。)が発生した場合、別記「利息支払の方法」欄第1項及び別記「償還の方法」欄第2項の規定にかかわらず、以下の規定に従い、当金庫は、本社債に基づく元利金の全部または一部の支払債務を免除される。

損失吸収事由の場合

当金庫について損失吸収事由が発生した場合、当該損失吸収事由が発生した時点から債務免除日(下記に定義する。以下本号 において同じ。)までの期間中、各本社債の元金(当該損失吸収事由が発生した時点以前における損失吸収事由の発生により、当該時点において本号 に基づき免除されている支払債務にかかる金額(本(注)7に基づき当該免除の効力が消滅している支払債務にかかる金額を除く。))を除く。以下本号 において同じ。)のうち所要損失吸収額(下記に定義する。)に相当する金額及び各本社債の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、各本社債に基づく元利金(ただし、損失吸収事由が発生した日までに期限が到来したものを除く。以下本号 において同じ。)の支払債務にかかる支払請求権の効力は停止し、各本社債に基づく元利金の弁済期限は到来せず、債務免除日において、当金庫は、各本社債の元金のうち所要損失吸収額に相当する金額及び各本社債の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、各本社債に基づく元利金の支払債務を免除される。なお、損失吸収事由が発生した時点において各本社債の元金が1円となっている場合を除き、損失吸収事由が発生する毎に、本号 に基づき各本社債に基づく元利金の支払債務は免除される。

「損失吸収事由」とは、当金庫が、以下の()から()までのいずれかの方法により報告または公表した連結普通株式等Tier 1比率(下記に定義する。)が5.125%を下回った場合をいう。ただし、当金庫が以下の()から()までの方法により報告または公表した連結普通株式等Tier 1比率が5.125%を下回った場合であっても、当該報告または公表までに、当金庫が、経済産業省、財務省、金融庁その他の監督当局に対し、本号 に従って本社債に基づく元利金の支払債務の免除が行われなくても当金庫の連結普通株式等Tier 1比率が5.125%を上回ることとなることを見込まれる計画を提出し、当該計画につき経済産業省、財務省、金融庁その他の監督当局の承認を得られている場合には、損失吸収事由は発生しなかったものとみなす。損失吸収事由が発生しなかったものとみなされる場合、当金庫は、損失吸収事由は発生しない旨を、当金庫が連結普通株式等Tier 1比率を報告または公表する日以降速やかに財務代理人に通知し、また本(注)9に定める公告またはその他の方法により本社債権者に通知する。

- () 当金庫が経済産業省、財務省、金融庁その他の監督当局に提出する決算状況表または中間決算状況表による報告
- () 当金庫が株式会社商工組合中央金庫法に基づき経済産業省、財務省、金融庁その他の監督当局に提出する業務報告書または中間業務報告書による報告
- () 法令または金融商品取引所の規則に基づき当金庫により行われる公表
- () 経済産業省、財務省、金融庁その他の監督当局の検査結果等を踏まえた当金庫と監査法人等との協議の後、当金庫から経済産業省、財務省、金融庁その他の監督当局に対して行われる報告

「所要損失吸収額」とは、本社債の元金及び損失吸収証券(下記に定義する。)の元金(当該損失吸収事由が発生した時点以前における損失吸収事由の発生により、当該時点において免除等(下記に定義する。)がなされている支払債務にかかる金額(当該免除等につき元金回復(下記に定義する。)がなされた支払債務にかかる金額を除く。)、または普通株転換(下記に定義する。)がなされた損失吸収証券の元金の額を除く。以下本号 において同じ。)の全部または一部の免除等または普通株転換により、当金庫の連結普通株式等Tier 1 比率が5.125%を上回る必要となるために必要な額として当金庫が経済産業省、財務省、金融庁その他の監督当局と協議の上決定する額(以下「総所要損失吸収額」という。)(ただし、いずれかの損失吸収証券について、損失吸収事由が発生した場合に、本号 (本ただし書きを除く。)と実質的に同一の特約が付されていたと仮定した場合に損失吸収事由の発生により免除等または普通株転換がなされるであろう元金の額を超える元金の額について免除等または普通株転換がなされる特約が付されている場合(当該損失吸収証券を以下「全部削減型損失吸収証券等」という。))には、総所要損失吸収額から各全部削減型損失吸収証券等の当該免除等または普通株転換がなされる元金の額の合計額を控除して得られる額(0円を下回る場合には、0円とする。))を、本社債の元金の総額及び損失吸収証券(ただし、全部削減型損失吸収証券等がある場合には、当該全部削減型損失吸収証券等を除く。)の元金の総額で按分して算出される額のうち、各本社債にかかる按分額(ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り上げる。)をいう。ただし、当該按分額が、各本社債の元金の額以上の額である場合は、各本社債の免除後元金額を1円とするために必要な額とする。この場合において、当金庫は、元金が外貨建ての各損失吸収証券については、当金庫が適当と認める方法により、各損失吸収証券の元金の額を円貨建ての額に換算したうえで、当該円貨建て換算後の各損失吸収証券の元金の額を用いて、所要損失吸収額を算出するものとする。

「連結普通株式等Tier 1 比率」とは、自己資本規制上の自己資本比率基準に基づき計算される当金庫の連結普通株式等Tier 1 比率をいう。

「損失吸収証券」とは、負債性その他Tier 1 資本調達手段、及び当金庫の自己資本規制上の自己資本比率基準におけるその他Tier 1 資本調達手段のうち、損失吸収事由が発生した場合に免除等または普通株転換がなされるもの(本社債及び負債性その他Tier 1 資本調達手段を除く。)をいい、特別目的会社等の発行するものを含む。

本号 において「債務免除日」とは、損失吸収事由が発生した日後20銀行営業日を超えない範囲で当金庫が経済産業省、財務省、金融庁その他の監督当局と協議の上決定する日をいう。

「免除等」とは、元本の金額の支払債務の免除その他の方法による元金の削減をいう。

「元金回復」とは、免除等の効力の消滅その他の方法による元金の回復をいう。

「普通株転換」とは、普通株式を対価とする取得その他の方法による普通株式への転換をいう。

実質破綻事由の場合

当金庫について実質破綻事由が発生した場合、実質破綻事由が発生した時点から債務免除日(下記に定義する。以下本号 において同じ。)までの期間中、本社債に基づく元利金(ただし、実質破綻事由が発生した日までに期限が到来したものを除く。以下本号 において同じ。)の支払債務にかかる支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来せず、債務免除日において、当金庫は本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除される。

「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が、当金庫について、 第二号措置(預金保険法第102条第1項第2号において定義される意味を有するものとする。)もしくは第三号措置(同法第102条第1項第3号において定義される意味を有するものとする。)を講ずる必要がある旨の認定(同法第102条第1項において定義される意味を有するものとする。)を行った場合、または 特定第二号措置(同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有するものとする。)を講ずる必要がある旨の特定認定(同法第126条の2第1項において定義される意味を有するものとする。)を行った場合をいう。

本号 において「債務免除日」とは、実質破綻事由が発生した日後10銀行営業日を超えない範囲で当金庫が経済産業省、財務省、金融庁その他の監督当局と協議の上決定する日をいう。

倒産手続開始事由の場合

当金庫について倒産手続開始事由が発生した場合、倒産手続開始事由が発生した時点において、当金庫は本社債に基づく元利金(ただし、倒産手続開始事由が発生した日までに期限が到来したものを除く。)の支払債務の全額を免除される。

「倒産手続開始事由」とは、当金庫について破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令がなされ、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくは特別清算もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われた場合をいう。

- (2) 債務免除事由が発生した場合、当金庫は、その旨、債務免除日(本項第(1)号 または の場合においては、当該 または に定める債務免除日をいい、同号 の場合においては、倒産手続開始事由が発生した日をいう。以下本号において同じ。)及び当金庫が本項第(1)号に従い本社債に基づく元利金(ただし、損失吸収事由、実質破綻事由または倒産手続開始事由が発生した日までに期限が到来したものを除く。以下本項において同じ。)の全部または一部の支払債務を免除されること(本項第(1)号 の場合においては、所要損失吸収額及び当該 に定める債務免除日後の免除後元金額を含む。)その他必要事項を、本項第(1)号 または の場合においては当該債務免除日の8銀行営業日前までに、本項第(1)号 の場合においては当該債務免除日以降速やかに財務代理人に通知し、また、本項第(1)号 または の場合においては当該債務免除日の前日までに、本項第(1)号 の場合においては当該債務免除日以降速やかに本(注)9に定める公告またはその他の方法により本社債権者に通知する。ただし、本項第(1)号 または の場合において本社債権者に債務免除日の前日までに当該通知を行うことができないときは、債務免除日以降速やかにこれを行う。

- (3) 債務免除特約に反する支払の禁止

債務免除事由が発生した後、本社債に基づく元利金(損失吸収事由が発生した場合においては、本項第(1)号 に基づき免除された支払債務にかかる本社債の元利金部分に限る。)の全部または一部が本社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、当該社債権者はその受領した元利金をただちに当金庫に返還する。

- (4) 相殺禁止

債務免除事由が発生した場合、本社債に基づく元利金(損失吸収事由が発生した場合においては、本項第(1)号 に基づき免除された支払債務にかかる本社債の元利金部分に限る。)の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

7 元金回復特約

- (1) 損失吸収事由の発生により本(注)6第(1)号 に基づき本社債に基づく元金の一部の支払債務が免除されている場合(本項に基づき当該免除の効力がその全部について消滅している場合を除く。)において、元金回復事由(下記に定義する。)が発生した場合、金融商品取引法その他適用ある法令及び自己資本規制に従い、当該元金回復事由が発生した日において本(注)6第(1)号 に基づき支払債務を免除されている各本社債の元金の額(当該元金回復事由が発生した日において、本項に基づき当該免除の効力が消滅している支払債務にかかる金額を除く。以下本号において同じ。)のうち、元金回復額(下記に定義する。)に相当する金額について、元金回復日に、各本社債に基づく元金の支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅する。なお、元金回復事由が発生する毎に、本項に基づき各本社債に基づく元金の支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅する。

「元金回復事由」とは、当金庫が、金融商品取引法その他適用ある法令及び自己資本規制に従い、本社債及び元金回復型損失吸収証券(下記に定義する。)について本項またはその条件に従い元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ経済産業省、財務省、金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、本項に基づき各本社債に基づく元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

「元金回復額」とは、当金庫が、支払債務につき元金回復がなされる本社債及び元金回復型損失吸収証券の元金の合計額として、経済産業省、財務省、金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、元金回復事由が発生した日において、()本(注)6第(1)号 に基づき本社債につき支払債務を免除されている元金の総額、及び()元金回復型損失吸収証券につきその条件に従い免除等されている元金の総額(当該元金回復事由が発生した日において、当該元金回復型損失吸収証券の条件に従い元金回復がなされている支払債務にかかる金額を除く。以下本項において同じ。)で按分して算出される額のうち、各本社債にかかる按分額(ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。)をいう。この場合において、当金庫は、元金が外貨建ての元金回復型損失吸収証券については、当金庫が適当と認める方法により、免除等された元金回復型損失吸収証券の元金の額を円貨建ての額に換算したうえで、当該円貨建て換算後の免除等された元金回復型損失吸収証券の元金の額を用いて、元金回復額を算出する。

「元金回復日」とは、元金回復事由が発生した日後20銀行営業日を超えない範囲で、当金庫が経済産業省、財務省、金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する日をいう。

「元金回復型損失吸収証券」とは、損失吸収証券のうち、元金の回復に関して本項と実質的に同じ条件を付されたものをいう。

- (2) 本項第(1)号の規定にかかわらず、()償還期日後、及び()実質破綻事由または倒産手続開始事由が発生した後は、元金回復事由は発生しないものとする。
- (3) 元金回復事由が発生した場合、当金庫は、その旨、元金回復額、元金回復日、元金回復日後の免除後元金額、及び本項に基づき本社債に基づく元金の一部の支払債務の免除の効力がその全部または一部について将来に向かって失われることを、当該元金回復日の10銀行営業日前までに財務代理人に通知し、また本(注)9に定める公告またはその他の方法により本社債権者に通知する。

8 劣後特約

- (1) 当金庫につき清算事由が発生し、かつ、継続している場合、本社債に基づく元利金(ただし、清算事由が発生した日までに期限が到来したものを除く。以下本項において同じ。)の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとし、本社債に基づく元利金の支払は、清算時支払可能額(下記に定義する。)を限度として行われる。ただし、当該本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就するまでに本(注)6に定める債務免除事由が発生した場合には、同項の定めに従う。
(停止条件)

当該清算事由にかかる清算手続において、会社法の規定に従って、当金庫の株主に残余財産を分配する前までに弁済その他の方法で満足を受けるべきすべての優先債権(()本社債に基づく債権及び()本社債に基づく債権と清算手続における弁済順位について実質的に同じ条件を付された債権または実質的にこれに劣後する条件を付された債権を除くすべての債権(期限付劣後債務にかかる債権を含む。)をいう。以下同じ。)が、その債権額につき全額の弁済その他の方法で満足を受けたこと。

「清算時支払可能額」とは、()本社債に基づく債権及び()本社債に基づく債権と清算手続における弁済順位について実質的に同じ条件を付された債権を、当金庫の優先株式で残余財産分配の順位が最も優先するもの(以下「残余財産分配最優先株式」という。)とみなし、本社債に基づく債権に清算手続における弁済順位について実質的に劣後する条件を付された債権を、当金庫の残余財産分配最優先株式以外の優先株式とみなした場合に、本社債につき支払がなされるであろう金額をいう。

- (2) 優先債権者に対する不利益変更の禁止
本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても優先債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、優先債権者とは、当金庫に対し、優先債権を有するすべての者をいう。
- (3) 劣後特約に反する支払の禁止
本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本項第(1)号に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が本社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、本社債権者はその受領した元利金をただちに当金庫に返還する。
- (4) 相殺禁止
本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本項第(1)号に従って定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就しない限りは、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (5) 当金庫の清算手続における本社債に基づく債務の支払は、本社債に基づく当金庫の債務を含む当金庫のすべての債務を弁済した後でなければ残余財産を当金庫の株主に分配することができないことを定める会社法第502条に従って行われるものとする。

9 公告の方法

本社債に関し本社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当金庫の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当金庫の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)にこれを掲載する。

10 社債要項の公示

当金庫は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

11 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4及び同意不要事項を除く。)の変更は、本(注)8第(2)号の規定に反しない範囲で、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、当該決議にかかる裁判所の認可を受けなければ、その効力は生じない。
- (2) 本項第(1)号の社債権者集会の決議は、本社債の種類(会社法第681条第1号に規定する「種類」をいう。以下同じ。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)を有するすべての社債権者に対しその効力を有する。

- 12 社債権者集会に関する事項
 - (1) 本社債の社債権者集会は、本種類の社債の社債権者により組織され、当金庫がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額(本(注)6第(1)号に基づき各本社債に基づく元金の一部の支払債務が免除されている場合(本(注)7に基づき当該免除の効力がその全部について消滅している場合を除く。)には、本社債にかかる免除後元金額の総額を本社債の総額とする。また、償還済みの額を除き、当金庫が有する本種類の社債の金額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当金庫に対して本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当金庫に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- 13 発行代理人及び支払代理人
別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。
- 14 元利金の支払
本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程等の規則に従って支払われる。
- 15 券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額については、有価証券届出書提出日における見込額であります。需要状況を勘案したうえで増減することがあり、2024年2月16日から2024年2月27日までのいずれかの日に正式に決定する予定であります。したがって、最終的な券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額は、需要状況次第で上記の金額と相違する可能性があります。
- 16 申込期間及び払込期日については上記のとおり内定しておりますが、条件決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で2024年2月16日から2024年2月27日までを予定しておりますが、実際の条件の決定については、2024年2月22日から2024年2月27日までのいずれかの日を予定しております。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「2024年2月22日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は、「2024年2月29日」となることがあります。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	未定 (注) 1	1 引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金60銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
計	-	10,000 (注) 2	-

(注) 1 各引受人の引受金額については、2024年2月16日から2024年2月27日までのいずれかの日に決定し、条件決定日に買取引受契約を締結する予定であります。

2 引受金額の合計額については、有価証券届出書提出日現在の見込額であり、2024年2月16日から2024年2月27日までのいずれかの日に正式に決定する予定であります。

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	72	9,928

(注) 1 上記金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,928百万円は、全額を2024年9月末までに、中小企業への貸出金及び人件費の支払並びにその他の業務運営上の経費支払い等の一般運転資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 本社債に対する投資の判断にあたっては、本有価証券届出書の内容の他に、以下に示すような様々なリスク及び留意事項も考慮する必要があります。ただし、以下は本社債に対する投資に係るすべてのリスク及び留意事項を網羅したものではありません。当金庫の事業等のリスクについては、「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書及び半期報告書に記載された「事業等のリスク」(「第三部 追完情報 事業等のリスクについて」において変更及び追加された内容を含む。)をご参照ください。

なお、以下に示すリスク及び留意事項に関し、本社債の社債要項の内容の詳細については、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行社債(短期社債を除く。)」をご参照ください。また、本「募集又は売出しに関する特別記載事項」中で使用される用語は、以下で別途定義される用語を除き、それぞれ「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行社債(短期社債を除く。)」中で定義された意味を有します。

(1) 元利金免除に関するリスク

当金庫について、損失吸収事由、実質破綻事由または倒産手続開始事由が発生した場合、以下の乃至に記載のとおり、当金庫は、本社債に基づく元利金(ただし、これらの事由が発生した日までに期限が到来したものを除く。)の全部または一部の支払債務を免除され、その免除の対価として当金庫の株式その他の有価証券が交付されることはありません。したがって、これらの場合、清算手続において本社債に実質的に劣後することとなる当金庫の普通株式についての損失発生の有無及び程度にかかわらず、本社債権者は、支払債務を免除された本社債に基づく元金相当の償還金及びこれに応じた利息について、以下のとおりその支払を受けられないこととなります。

損失吸収事由の場合について

損失吸収事由が発生した場合、当金庫は、各本社債の元金のうち所要損失吸収額に相当する金額及び各本社債の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、各本社債に基づく元利金(ただし、損失吸収事由が発生した日までに期限が到来したものを除く。本において以下同じ。)の支払債務を免除されます。

また、支払債務が免除された本社債の元利金については、その免除の対価として当金庫の株式その他の有価証券が交付されることはありません。

かかる本社債に基づく元金の支払債務の免除がなされた後に、元金回復事由が発生した場合、元金回復額に相当する金額について、各本社債に基づく元金の一部の支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅します。しかし、損失吸収事由の発生により本社債に基づく元金の支払債務の免除がなされた後に、かかる元金回復事由が発生する保証は何らなく、また、本社債権者は、当金庫に対してかかる元金の回復を求める権利を有しておらず、当金庫は元金を回復させる義務を何ら負っていません。

したがって、損失吸収事由が発生した場合、本社債権者は、その後の元金回復事由の発生により各本社債に基づく元金の一部の支払債務の免除の効力が消滅しない限り、支払債務が免除された所要損失吸収額に相当する本社債の元金及びこれに応じた将来の利息について、支払を受けることができません。また、当該元金に応じた経過利息については、その後の元金回復事由の発生の有無にかかわらず、その支払を受けられないことが確定します。

なお、各本社債の免除後元金額が1円となりこれが継続している間は、本社債には利息はつきません。

実質破綻事由の場合について

実質破綻事由が発生した場合、当金庫は、本社債に基づく元利金(ただし、実質破綻事由が発生した日までに期限が到来したものを除く。本 において以下同じ。)の全部の支払債務を免除されます。この場合、支払債務を免除された元利金がその後に回復することはないとなく、また、その免除の対価として当金庫の株式その他の有価証券が交付されることもありません。したがって、この場合、本社債権者は、本社債に基づく元利金の全部について、支払を受けられないことが確定します。

実質破綻事由の発生の有無は内閣総理大臣の判断に委ねられており、当金庫の意図にかかわらず発生する可能性があります。

倒産手続開始事由の場合について

倒産手続開始事由が発生した場合、当金庫は、当該事由が発生した時点において、本社債に基づく元利金(ただし、倒産手続開始事由が発生した日までに期限が到来したものを除く。本 において以下同じ。)の全部の支払債務を免除されます。支払債務を免除された元利金が、その後に回復することはないとなく、また、その免除の対価として当金庫の株式その他の有価証券が交付されることもありません。したがって、この場合、本社債権者は、本社債に基づく元利金の全部について、支払を受けられないことが確定します。

(2) 利払いの停止に関するリスク

当金庫は、本社債の利息の支払を行わないことが必要であると其の完全な裁量により判断する場合には、各支払期日において、各本社債につき、当該支払期日に支払うべき本社債の利息の全部または一部の支払を行わないことができます(任意利払停止)。

また、当金庫は、各支払期日において、利払可能額制限に抵触する場合、各本社債につき、当該支払期日に支払うべき本社債の利息のうち利払可能額を超える金額について、本社債の利息の支払を行いません。そのため、一の事業年度内において、当金庫の株式、同順位証券または劣後証券に対して配当等がなされた場合であっても、その後の支払期日における本社債の利払いについては、利払可能額制限が生じる可能性があります。また、配当等の支払日を本社債の利息の支払期日と同じくする配当最優先株式または同順位証券が存在する場合、当該支払期日における利払可能額は、調整後分配可能額を本社債、当該配当最優先株式及び当該同順位証券の利息または配当の額で按分して算出される結果、本社債の利払いにつき利払可能額制限が生じる可能性があります。

本社債には、当金庫が株式、同順位証券または劣後証券を発行することを制約する条項は付されておらず、当金庫が本社債の発行後にこれらを行発する場合、これらに対してなされる配当等の額も、調整後分配可能額または利払可能額の算出に含まれることとなり、本社債の利払いに影響を及ぼす可能性があります。

本社債につき任意利払停止や利払可能額制限が生じた場合、支払が停止された本社債の利息は累積しません。

したがって、任意利払停止または利払可能額制限により本社債の利息の全部または一部の支払が停止された場合、支払が停止された利息がその後本社債権者に支払われることはありません。これらの場合、本社債はその期待されたキャッシュ・フローを生じず、本社債権者は本社債に関して予定した利息収入の全部または一部を得られないこととなります。

当金庫が任意利払停止を決定した場合、当金庫は、法令または法令に基づく経済産業省、財務省及び金融庁その他の監督当局による命令その他の処分に基づく場合を除き、()当金庫がその次の支払期日に支払うべき本社債の利息の支払を行うことまたは全部もしくは一部の支払を行わないことを決定するまでの期間中(ただし、本社債の全部につき償還または買入消却された場合を除く。)、(x)当金庫の普通株式及び自己資本規制上の自己資本比率基準におけるその他Tier 1 資本調達手段に該当する当金庫の株式(その他Tier 1 配当最優先株式を除く。)に対する金銭の配当並びに(y)各種類のその他Tier 1 配当最優先株式の各株式に対する、当該各種類のその他Tier 1 配当最優先株式の株式一株あたりの優先配当金の額の半額に、当該支払期日に支払うべき本社債の利息(当該利息の金額に利払可能額制限が適用される場合であっても、その適用をせず、本社債の利息の額とする。)のうち支払を行う部分として当金庫が決定した割合を乗じた額を超える額の金銭の配当を行う旨の取締役会の決議またはかかる配当を行う旨の会社提案の議案の株主総会への提出を行わず、また、()当該支払期日に支払うべき本社債の利息のうち支払を行わない部分として当金庫が決定した割合と少なくとも同じ割合を、当該支払期日と同一の日に支払うべき負債性その他Tier 1 資本調達手段の配当または利息のうち支払を行わない部分として当金庫が決定する割合とします。

しかし、かかる制約を除き、本社債には、任意利払停止を行った場合における当金庫に対する一切の制約は付されていません。

(3) 本社債の劣後性に関するリスク

本社債には劣後特約が付されており、当金庫につき清算事由が発生し、かつ、継続している場合には、本社債に基づく元利金の支払は、当該清算事由にかかる清算手続において、会社法の規定に従って、当金庫の株主に残余財産を分配する前までに弁済その他の方法で満足を受けるべきすべての優先債権が、その全額につき弁済その他の方法で満足を受けたことを条件として、清算時支払可能額を限度として行われます。したがって、当金庫につき清算事由が発生し、かつ、継続している場合、本社債権者は、その投資元本の全部または一部の支払を受けられない可能性があります。

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていません。なお、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

(4) 償還に関するリスク

当金庫の任意による償還について

当金庫は、本社債の社債要項において規定される特定の日以降に到来するいずれかの支払期日に、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還することができます。ただし、償還期日において、債務免除特約に基づき各本社債に基づく元金の一部の支払債務が免除されている場合(当該免除の効力がその全部について消滅している場合を除きます。)には、償還を行うことはできません。

また、当金庫は、払込期日以降、税務事由または資本事由が発生し、かつ、当該事由が継続している場合、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円(ただし、償還期日において、各本社債に基づく元金の一部の支払債務が免除されている場合(当該免除の効力がその全部について消滅している場合を除く。))には、各本社債の金額1億円につき、金1億円から当該免除され、かつ、当該免除の効力が消滅していない支払債務にかかる金額を控除して得られる金額)の割合で、償還することができます。

かかる償還がなされた場合、本社債権者は予定した将来の金利収入を得られなくなり、また、その時点で再投資したときに、予定した金利回りを達成できない可能性があります。

更に、損失吸収事由の発生後、税務事由または資本事由の発生により、当金庫が本社債を免除後元金額で償還する場合、損失吸収事由の発生により支払債務を免除された本社債の元金及びそれに対する将来の利息について、その支払が受けられないことが確定します。

永久劣後債であることについて

本社債に償還期限の定めはなく、()当金庫の任意による償還がなされる場合、または()当金庫につき清算事由が発生し、かつ、継続している場合に、当該清算事由にかかる清算手続において、会社法の規定に従って、当金庫の株主に残余財産を分配する前までに弁済その他の方法で満足を受けるべきすべての優先債権が、その債権額につき全額の弁済その他の方法で満足を受けたことを条件として償還される場合を除き、本社債は償還されません。

当金庫が、当金庫の任意による償還を行うためには、自己資本規制上必要とされる条件を満たすことが必要であり、また、償還に際し、自己資本の充実について、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の確認を受ける必要があります。当金庫が本社債を任意に償還しようとする場合に、かかる本社債の償還のための条件を満たしているか否かについての保証や、当金庫が本社債を任意に償還するか否かについての保証は何らなく、また、本社債権者は、当金庫に対して本社債の償還を求める権利を有していません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし

第三部 【追完情報】

事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第94期)及び半期報告書(第95期中)(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(2024年2月1日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(2024年2月1日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当金庫グループ(以下、本項目においては「当金庫」という。)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、これらのリスクは必ずしも全てを網羅したものではありません。また、リスクは独立して発生するとは限らず、あるリスクの発生が他のリスクの発生につながり、様々なリスクを増大させる可能性があります。当金庫は、経営環境の変化を踏まえて、適切にリスク事象の抽出と評価を行いながら実効性のある対応策を講じていくとともに、リスクマネジメントの更なる強化に取り組んでまいります。本項目においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

1 トップリスク

当金庫は、経営層による議論のもと、半期毎に当金庫を取り巻くリスク事象を選定するとともに、経営として最も注視すべきリスク事象をトップリスクとして決定し、必要な対応策を講じてリスクを適切に管理・コントロールしていく態勢を整備しております。

2023年10月の取締役会において、グリーン分野・デジタル分野を中心に進む中長期的な産業構造・社会構造の変化に適応できない、もしくは乗り遅れるリスクを考慮し、従来、トップリスク以外の主要なリスクとして認識していた「事業戦略が奏功しないリスク」を、トップリスクとして認識することを決定しております。

一方で、2023年6月の改正商工中金法成立後の一連の格付変動等を踏まえ、従来、トップリスクとして認識していた「格付低下」を、主要なリスクとして認識しつつも、トップリスクから除外することを決定しております。これに伴い、当金庫が認識するトップリスクは、「気候変動リスクへの対応」「産業構造の変化」「事業戦略が奏功しないリスク」「大規模自然災害の発生」「サイバー攻撃に関するリスク」「人財の確保・育成」「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の不備」となっております。

今後、トップリスクの決定を含めて、適切にリスク事象の選定と評価を行いながら実効性のある対応策を講じていくとともに、リスクマネジメントの更なる強化に取り組んでまいります。

気候変動リスクへの対応

近年、異常気象による被害が甚大化しており、世界各国で気候変動に対応していこうとする動きが広がっています。日本でも2050年温室効果ガス排出ネット・ゼロが宣言され、今後、脱炭素社会への移行に向けた社会の変革が予想されます。

異常気象等によってもたらされる物理的な被害や、脱炭素社会への移行に伴う政策変更及び規制強化、社会通念や産業構造の変化等が、当金庫のお取引先の事業に影響を及ぼし、これにより、当金庫の事業戦略や信用ポートフォリオに影響を受けることで、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

また、気候変動問題に対して、機関投資家を含めたステークホルダーや社会の関心が高まる中で、企業としての取組みや情報開示が不十分であると見なされた場合には、当金庫のレピュテーションを毀損する、または資金調達に影響するなど、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、2019年5月に気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に賛同署名を行い、TCFDの提言に沿った気候変動のリスク・機会の把握・評価、リスク管理態勢の構築や情報開示の拡充に取り組んでおります。あわせて、お取引先との間で、脱炭素社会への移行に向けた課題の共有、対話の充実を図っていくとともに、当金庫におけるCO2排出量の削減に向けて店舗改革等にも取り組んでおります。詳細な内容については、有価証券報告書(第94期)「第2 事業等の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組」をご参照ください。

産業構造の変化

日本を含む世界各国で、経済安全保障等の観点から産業政策を強化する動きが加速しており、特にグリーン分野・デジタル分野では顕著となっています。急速に進む技術革新とあわせて、今後、産業構造が大きく変容する可能性があり、当金庫の事業環境・競争環境が大きく変化する可能性があります。この場合、当金庫が想定していたビジネス戦略の前提条件が崩れ、戦略投資の効果が剥落する、または、必要な人材を確保できないことで、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

また、自動車産業におけるEV化の動きや、新型コロナ禍を契機とした生活スタイルの変容等が、当金庫のお取引先の事業に影響を及ぼし、これにより、当金庫の信用ポートフォリオが影響を受けることで、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、こうした事業環境・競争環境の変化に対応するため、広く情報収集を行い、当金庫の経営に与える影響を分析・評価するとともに、中期経営計画や年度間の総合計画を策定し、様々な戦略や施策を実行しております。自動車産業におけるEV化の動きに対しては、トランジション支援のための外部関係先との連携強化やお取引先との課題共有に注力しております。今後は、新たに創設した自動車産業を支援する専門チームを中心に、審査の高度化と経営支援ノウハウの更なる充実を図ってまいります。また、急速に進むデジタル化に対応するため、組織態勢を整備するとともに、DX実現に向けたプロジェクトを進めております。

事業戦略が奏功しないリスク

当金庫は、2022年3月に制定した新たな企業理念の実現に向け、2022年度から2024年度を計画期間とする「中期経営計画」を策定し、持続可能なビジネスモデルの実現を通じた当金庫自身の企業価値向上を目指して、様々な戦略や施策を実行しております。しかしながら、より長期的な視点に立つと、グリーン分野やデジタル分野等において産業構造・社会構造が大きく変化する事が予想される中、その変化に当金庫のビジネス戦略が適応できない、もしくは乗り遅れる場合、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

また、当金庫は2023年6月の改正商工中金法成立を受け、今後政府保有株式が処分され、民間株主のみがオーナーの金融機関となります。この民営化により「中小企業による中小企業のための金融機関」として、長期的な産業構造・社会構造の変化を見据えた、お取引先に対するマーケティング機能の発揮や、当金庫及びお取引先の生産性向上、グリーン化、デジタル化に向けての施策立案・実行など、当金庫が果たすべき機能・役割がより問われていく中、仮に求められる機能・役割を果たせない場合、当金庫の企業価値を大きく毀損する可能性があります。

当金庫では、当金庫の機能・役割がより問われている過渡期と捉え、「事業戦略が奏功しないリスク」をトップリスクと認識し、より長期的な視点を踏まえ、グループの事業戦略、人財の配置や育成、本部組織やグループ経営の在り方を検討してまいります。こうした取組を通じて、仮に社会や経営環境の大きな変動が生じた場合にも柔軟に対応が可能な、変化につよい企業経営を実践してまいります。

大規模自然災害の発生

当金庫は国内外の営業拠点やシステムセンター等の施設において事業活動を行っております。これらの施設等は大規模な地震や風水害等の自然災害により被害を受け、被害の程度によっては、業務の一部が停止する可能性があります。かかる事態が発生した場合には、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。また、当金庫のお取引先の事業所が被災した場合、お取引先の業績や担保資産の価値が悪化し、これにより、当金庫の信用ポートフォリオが影響を受けることで、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、不測の事態の発生に対し、迅速に対応できるよう、事業継続計画(BCP)を整備するとともに、実効性を高めるため、定期的に各種訓練や研修を実施しております。加えて、地方自治体が公表しているハザードマップをもとに、年1回、浸水リスクのある拠点と被害予測を調査するなど、リスクを適切に認識しております。また、お取引先の被災リスクに関しては、自然災害の発生を想定したストレステストを定期的に実施し、ストレス下におけるリスク量と資本の十分性を検証しております。

サイバー攻撃に関するリスク

近年のデジタル技術の著しい発展により、インターネットを利用した取引が増加している一方、サイバー攻撃手法の高度化・巧妙化も急速に進んでおり、金融機関を取り巻くサイバーリスクは一層高まっております。サイバー攻撃によるシステム停止、データ改ざん、情報漏洩、不正送金等が発生した場合、それに伴う損失により、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、経営の重要課題としてサイバーセキュリティ対策に取り組んでおります。具体的には、組織内CSIRTとして「商中SIRT」を設置し、サイバー攻撃に関する情報収集・分析や、サイバー攻撃に備えた定期的な対応訓練、コンティンジェンシープランの見直し等を実施するとともに、サイバー攻撃への多層防御対策やウィルス侵入に備えた対策を講じております。今後は、サイバーセキュリティに関するリスクアセスメント結果を踏まえた課題への取組みのための中期活動計画を策定し、その計画に基づく管理態勢の更なる強化を図ってまいります。

人財の確保・育成

労働力人口の減少に加え、労働市場における流動化の動きや働き手の価値観の多様化等により、企業と職員を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。当金庫は、幅広い分野で高い専門性を必要とする業務を行っており、有能な人財の確保・育成に努めておりますが、戦略遂行に必要な人財を確保・育成できない場合には、主要分野でのビジネス戦略が想定通りに実施できず、その結果、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、人的資本経営に対して、機関投資家を含めたステークホルダーや社会の関心が高まる中で、企業としての取組みや情報開示が不十分であると見なされた場合には、必要な人財を確保できないばかりか、当金庫のレピュテーションを毀損する、または資金調達に影響するなど、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、人的資本の一層の充実を図るため、採用活動にさらに力を入れるとともに、職員一人ひとりのWell-beingや働きがいのある組織の実現、働き方改革や職員のキャリア開発・スキルアップ支援に取り組むことで、経営戦略と連動した人財の確保・育成を図っています。詳細な内容については、有価証券報告書(第94期)「第2 事業等の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組」をご参照ください。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の不備

金融犯罪が多様化かつ高度化し、世界各所でテロ犯罪が継続的に発生する等、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(以下「マネロン対策」という)の重要性が急速に高まっております。したがって、当金庫のマネロン対策が有効に機能せず、仮に法令諸規制への違反やマネー・ローンダリング等への関与等の事態が発生した場合には、内外の金融当局からの業務停止・制裁金等の行政処分、コルレス契約の解除による海外送金業務等の停止、レピュテーションの毀損等により、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、マネロン対策を経営上の重要課題の一つと位置付け、システム面を含む顧客管理態勢の高度化や、職員に対する教育・研修の充実に努める等、マネロン対策の強化に継続的に取り組んでおります。

2 トップリスク以外の主要なリスク

本有価証券届出書提出日現在、認識しているリスクは以下のとおりであります。

() 経営環境に関連するリスク

国内外の金融経済環境の悪化

世界的なインフレ率の高止まりに加え、米欧を起点とした金融不安の拡大が懸念されるなど、国内外の金融経済環境の先行きには注意が必要な状況です。国内外において、経済状況の悪化や金融市場の混乱等が生じた場合には、お取引先の企業業績の悪化に伴う与信関係費用の増加や、保有有価証券の価格下落、資金調達環境の悪化等により、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、こうした金融経済環境の悪化に対して、リスク管理態勢の整備・高度化を進めながら、様々な対策を講じることで、リスクが顕在化した場合の影響の極小化に努めております。

日本銀行の金融政策に関するリスク

当金庫の収益は、運用・調達の金利収益に大きく依存します。現状、円金利については、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策」により、極めて低い水準で推移する状況となっておりますが、同政策の見直しがあった場合には、貸出債権や有価証券ポートフォリオに変動が生じ、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、市場金利の低下に伴う金利収益の低下リスクも念頭にいったALM()運営を行い、金利収益の適切なコントロールに努めております。

Asset Liability Management 資産・負債の一元的な総合管理

地政学リスク・経済安全保障

米中対立の激化やロシア・ウクライナ情勢の深刻化・長期化等を背景に、地政学リスクや経済安全保障への対応が企業の経営課題として急浮上してきています。世界各国の分断が意識されることにより、グローバル化が進んだ現代においては経済の弱体化が懸念されるとともに、世界的な供給網の見直しが進む可能性があります。こうした動きに加えて、各国が展開する経済安全保障政策が、お取引先のビジネスモデルや業績に影響を及ぼし、これにより、当金庫の信用ポートフォリオに影響を受けることで、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。また、金融機関は、基幹的なインフラの一つとして、情報の適切な管理や、機器・システムの利用、業務提携・委託等について、経済安全保障の観点から制約を受ける可能性があり、この場合、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響が及び可能性があります。

当金庫では、国際情勢や日本政府の動向を含め地政学リスクや経済安全保障に関して広く情報収集を行うとともに、当金庫の経営に与える影響を分析・評価する取組みを実施しております。

人権問題への対応

企業には社会の持続可能な発展に貢献することが期待されており、企業の事業活動について、社会や環境に及ぼす影響への配慮と倫理的な行動が求められています。人権問題への対応もその一つであり、企業は国際的に認められた人権を尊重し、あらゆる事業活動の中で、児童労働・強制労働等の搾取的労働慣行を排除していくことが必要となります。人権問題に対し、機関投資家を含めたステークホルダーや社会の関心が高まる中、企業としての取組みが不十分である場合、当金庫のレピュテーションを毀損する、または資金調達に影響するなど、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、人権の尊重は企業の社会的責任を果たすうえで重要な経営課題であるとの認識のもと、世界人権宣言をはじめとする国際規範の尊重を含めた人権方針を策定するとともに、全職員を対象に人権意識を高める研修・啓蒙活動を行っております。また、人権問題に関して広く情報収集を行い、当金庫の経営に与える影響を分析・評価する取組みを実施しております。

感染症の拡大

新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種の普及に伴い感染者数が減少するとともに、感染症法上の分類が5類に引き下げられるなど、収束の兆しが見えつつあります。一方、コロナ禍を教訓として、今後も、新興感染症の出現や既知の感染症の再流行により、国内外の経済の不安定な状態が再び生じる可能性を認識しておく必要があります。

感染症の拡大による経済活動の低迷が、当金庫のお取引先の事業に影響を及ぼし、当金庫の信用ポートフォリオに影響を受けることで、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。また、当金庫の職員間で感染が拡大すれば、業務継続が困難になる可能性があります。この場合、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、信用リスクの把握及び評価を適切に行った上で、信用ポートフォリオの状況をモニタリングするなど必要な管理を行っております。また、当金庫の業務継続にかかるリスクに対しては、在宅勤務や時差出勤、サテライト拠点の活用を通じたスプリットオペレーション体制の強化を図ることで、職員の感染防止と業務継続の両立を図っていきます。

中小企業の休廃業増加

当金庫は中小企業による中小企業のための金融機関であり、融資先における中小企業の比率が高い水準となっております。少子高齢化が進展する中、中小企業では、経営者の高齢化や後継者不足が深刻な課題となっております。足もとでは、こうした構造的な要因に加え、景気の先行き不透明感も背景に、中小企業の休廃業リスクが高まっております。中小企業の休廃業が増加した場合、地域経済の衰退や雇用への悪影響を及ぼす可能性があるとともに、当金庫の顧客基盤の減少にもつながるなど、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、中期経営計画に基づき、コンサルティング・本業支援の一環としてM & A支援を含む事業承継支援の取組みを強化するとともに、業態転換や第二創業といった事業の変革・再構築に対する支援にも積極的に取り組んでおります。

規制・法制度等の変更

当金庫は、現時点の規制・法制度等に則って事業活動を行っております。これらの規制・法制度等は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、業務の制限を受ける、または新たなリスク管理手法の導入その他の体制整備が必要となる場合があります。加えて、規制・法制度等変更への対応が不十分な場合には、当局から処分等を受けるおそれもあります。

2023年6月に株式会社商工組合中央金庫法の改正法案が国会において成立し、公布後2年以内の政府保有株式売却が決定されていますが、この売却について2023年9月に財政制度等審議会国有財産分科会において審議がなされ、同審議会答申が示されました。答申では、売却方法として「国の契約方式の原則どおり、一般競争入札により売却することが適当」であることや、入札の実施時期について「令和6年度早期の入札の実施を目指すべき」などが示されています。その他売却にかかる詳細事項については、答申も踏まえて引き続き政府において検討がなされていきますが、その結果、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

また、当金庫はパーゼルに基づく自己資本比率等に関する規制が適用されるため、自己資本比率やレバレッジ比率等の規制比率について、株式会社商工組合中央金庫法に定める数値以上を目標とし、自己資本等の充実に努めなければなりません。自己資本比率等の規制比率が目標を下回った場合には、金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣から様々な命令を受けることがあります。

当金庫では、2023年3月期において新資本規制を前倒して導入いたしました。今後とも規制・法制度等の制定・改廃状況を適宜モニタリングしながら、必要な態勢を整備してまいります。また、事業活動の適切性や健全性を確保しながら、質・量ともに十分な自己資本を維持するとともに、リスクに見合った十分な自己資本比率の確保に努めております。

() 当金庫業務に内包するリスク

(1) コンプライアンスに関するリスク

— 健全な企業文化の醸成

当金庫は、2016年10月に判明した危機対応業務の不正行為事案等に対する反省を踏まえ、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題と位置付け、毎年度、コンプライアンス・顧客保護等管理プログラムを策定し、プログラムに沿って様々な施策を実行しております。しかしながら、これらの取組にも関わらず、健全な企業文化を醸成することが出来ず、役職員等による不公正・不適切な取引が行われた場合、行政処分等を受ける、またお客さま及び市場等からの信頼失墜等により、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

また、健全な企業文化を醸成することが出来ない場合、職員のモチベーションを下げ、人財の確保が困難になることや組織の生産性が低下することなどにより、企業価値を大きく毀損する可能性があります。

当金庫では、引き続き、コンプライアンス・プログラムを通じて、プリンシプルベースの考え方の定着やリスクリテラシーの向上、インテグリティのある行動等の意識付けを行い、自律的なコンプライアンスの推進・定着を図ってまいります。また、パーパスの浸透や価値観の多様性確保とそれを受容する組織づくり、職員のWell-beingの実現にも取り組んでまいります。

(2) 戦略に関するリスク

— 生成AIに関するリスク

生成AIについては、インターネットやスマートフォンを上回る技術革新となり、企業経営を大きく転換させる可能性が指摘されています。そのため、仮に当金庫が業務に生成AIを活用しない場合、活用している企業との間で生産性や競争力が低下する可能性があります。一方で、業務に生成AIを活用する場合、機密情報・個人情報情報が漏洩する、情報の信ぴょう性について判断を誤る、追跡・監査可能性が担保されず説明責任が果たせないなどの可能性があります。また、社会全体で生成AIの利用が進むことで、犯罪が巧妙化・容易化する、サイバー攻撃などに悪用される可能性があります。

当金庫では、生成AIの活用やリスクに関して広く情報収集を行うとともに、当金庫の経営に与える影響を分析・評価する取組みを実施してまいります。

(3) 信用リスク

大口与信先の企業業績の悪化

国内外の経済動向、特定の地域や業種における経営環境の変化等によって、大口与信先の企業業績が悪化した場合、不良債権及び与信関係費用が大幅に増加し、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

また、当金庫は、お取引先の業況、債権の保全状況及び過去の貸倒実績率等に基づき、貸倒引当金を計上しておりますが、大口与信先の企業業績が想定を超えて悪化した場合や地価下落等に伴い担保価値が低下し債権の保全状況が悪化した場合、あるいは経済状態全般が悪化した場合等には、貸倒引当金の積み増しにより、与信関係費用が大幅に増加し、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。当金庫では、過去からの融資ノウハウに基づく融資審査基準及び審査体制により信用リスクの把握及び評価を適切に行った上で、信用ポートフォリオの状況をモニタリングするなど必要な管理を行っております。

また、中期経営計画に基づき、差別化分野の1つとして「事業再生支援」の取組みを強化し、お取引先の経営危機の未然防止や危機状態からの脱却支援に積極的に取り組んでまいります。

(4) 市場リスク

金利変動・株価変動

当金庫は債券、デリバティブ等を取扱う市場取引を行っており、金利変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被る可能性があります。また、当金庫は市場性のある株式を保有しており、大幅な株価下落が発生した場合には、減損又は評価損が発生し、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、金利や株価などのリスクの種類や業務の内容に応じてリスク限度や損失限度等を設定し、市場環境に応じて適切にリスクコントロールを行うとともに、市場環境急変時には速やかに必要な対応を審議する態勢を構築する等、厳格なリスク管理態勢を整備しております。

(5) 流動性リスク

資金調達環境の悪化

国内外の急激な景気の悪化や金融市場の混乱、当金庫に対する評判の悪化が生じた場合には、必要な資金を確保できずに資金繰りが悪化する可能性や通常の取引よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされ、その結果、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、資金繰りに関する各種リミットを設定し、運用と調達のバランスを意識しながら、資金繰りを適切にコントロールしております。また、ストレス時を想定して、流動性の高い資産を一定以上保有するなど円滑な資金繰りに努めております。

格付低下

格付機関により当金庫の格付が引き下げられた場合、当金庫の資金調達や市場業務等が悪影響を受けるおそれがあります。具体的には、金融債の発行や外貨調達において、資金調達コストの上昇や資金調達の困難化が想定されるほか、デリバティブ業務において、追加担保の提供、一部取引の困難化、既存取引の解約等が発生する可能性があります。かかる事態が発生した場合、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、財務体質の強化策や収益力増強策等の諸施策に取組み、格付の維持・向上に努めております。また、ストレス時を想定して流動性の高い資産を一定以上保有するなど安定的な資金繰り運営に努めております。

(6) オペレーショナル・リスク

事務過誤の発生

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故等を起こすことにより、当金庫の信用低下等が生じた場合、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では厳格な事務規定を定め、役職員に対する研修等を通じて正確な事務処理を励行することを徹底するとともに、事務ミスが発生状況をモニタリングし、リスクの所在・原因を分析することにより、再発防止策等のリスク低減策の策定に繋げております。

情報漏洩

お客さまの情報等の重要な情報が外部に漏洩した場合には、損害賠償請求や行政処分の対象となり、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では情報セキュリティに関する規定を定め、役職員に対する研修等を通じて情報管理の重要性を周知徹底するとともに、保有する情報資産のリスク評価に応じた対策を行っております。

外部委託に関するリスク

当金庫業務の委託先において、システム障害や情報漏洩、重大な事務ミス等が発生した場合、社会的信用の失墜などにより、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、外部委託業務にかかる管理手続きに基づき、業務委託先の経営の健全性や委託業務の遂行能力、情報管理態勢等の確認・検証を実施し、内在するリスクの低減に取り組んでおります。

システム障害

基幹システム等コンピュータシステムがダウンまたは誤作動した場合等システムに不備が生じた場合、当金庫業務やサービスの停止等に伴う損失により、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、基幹システム及び重要なシステムの二重化やバックアップ体制の構築、大規模災害等不測の事態に備えたコンティンジェンシープランの整備等を行うとともに、大規模システム障害およびBCP(業務継続)訓練にも努め、システムリスクに対し万全の態勢で臨んでおります。

重大な訴訟・法令違反の発生

当金庫は事業活動にあたり、会社法、株式会社商工組合中央金庫法、金融商品取引法等の法令諸規制を受けるとともに、各種取引上の契約を締結しております。役職員が法令違反行為等により法令諸規制や契約内容を遵守できない場合や、法令解釈の相違、法令手続きの不備が発生した場合には、罰則適用や損害賠償等に伴う損失が発生し、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫ではこれら法令諸規制や契約内容が遵守されるよう規定・体制の整備及び教育研修等を実施しております。

また、訴訟事案についても一元的に管理を行い、リスクの極小化に努めております。

なお、現在、当金庫には大口の損失に繋がりにくい重要な訴訟はありません。

人事運営上のリスク

処遇や労務・職場の安全衛生等の人事運営上の不公平・不公正や、差別的行為(ハラスメントを含む)が発生した場合、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、こうした人事運営上のリスク発生の未然防止のため、リスクの状況に関するモニタリング、リスク顕在時の各段階において対応すべき事項を定め、リスクの極小化に努めております。特にハラスメントについては、研修や注意喚起等を通じて繰り返し啓蒙することで、職員の意識改革・リスク認識の向上を図っております。

評判の悪化・風説の流布

マスメディアやインターネット等の情報媒体において、当金庫に対する否定的な風評や風説等が流布された場合、その内容の正確性に関わらず、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、こうした評判の悪化や風説の流布等の早期把握に努めるとともに、リスク顕在時の各段階において対応すべき事項を定め、影響の極小化に努めております。

(7) その他のリスク

コーポレートガバナンスの機能低下

コーポレートガバナンスが有効に機能しない場合、経営者によるステークホルダーの利益に反する企業運営や組織的な不祥事に繋がる可能性があり、この場合、社会的信用を大きく失墜し、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、過去、危機対応業務における不正行為ならびにその他の不適切な業務運営により二度の行政処分を受けたことを教訓に、監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会を実現するためのガバナンス体制とし、社外過半数の取締役を登用する経営体制とするとともに、毎年、取締役会の実効性を分析・評価し、洗い出された課題に対し、改善策を検討・実施する等、企業価値向上の実現に向けて、取締役会の機能強化に取り組んでおります。

リスク管理態勢の不備

当金庫は、リスク管理規程及びリスクの種類ごとの管理方針や手続きを定め、リスク管理の強化に努めております。しかしながら、急速な業務展開、または外部環境の変化により、リスク管理の方針や手続きが有効に機能しない場合、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫では、新たな商品や業務を取り扱う場合には、戦略やリスクの検証を行い、必要に応じてリスク管理の方針や手続きの見直しを行っております。また、半期ごとに、業務展開や外部環境の変化等を点検したうえで「リスク管理プログラム」を策定し、リスク管理手法の高度化に取り組んでおります。

固定資産の減損

当金庫が保有する固定資産については、固定資産の減損に係る会計基準及び適用指針を適用しており、固定資産の使用目的の変更、収益性の低下及び価額の下落などにより評価損が発生する可能性があります。当金庫では、保有する固定資産の収益性及び価格についてモニタリング等を行い固定資産の減損可能性の把握に努めております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第94期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年6月22日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第94期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年7月14日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第95期中)	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	2023年12月19日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部 【特別情報】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書

2023年6月15日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 英 昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 辻 竜 太 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 正 彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金の評価

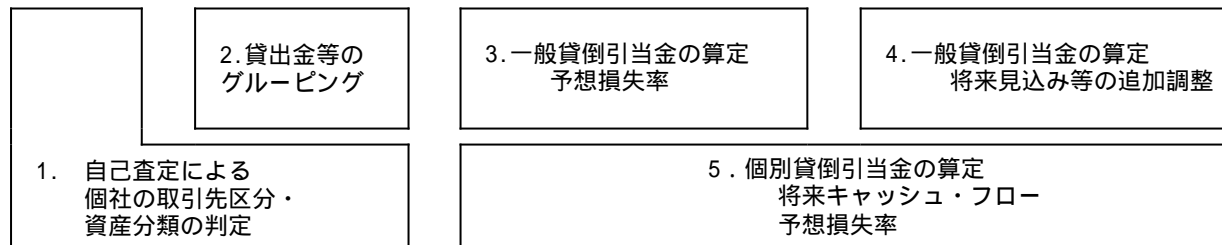
【参照する注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）5．会計方針に関する事項(5)貸倒引当金の計上基準
（重要な会計上の見積り）1．貸倒引当金

（監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由）

会社は、2023年3月31日現在、貸出金が連結貸借対照表の資産の部の合計の73.77%（前連結会計年度比 1.28%）を占めており、その他の債権と合わせた信用リスク資産に対して185,519百万円（同年度比+2,368百万円）の貸倒引当金を計上している。また、当期の連結損益計算書において、貸倒引当金繰入額19,131百万円（同年度比 811百万円）を計上している。連結貸借対照表上、貸出金等を含む信用リスク資産の占める重要性は大きく、会社の貸出先の大部分は外部環境の影響を受けやすい中小企業である。貸倒引当金は、過去の貸倒実績率に基づき、必要に応じて将来の予想損失を加味して決定される他、一部の貸出金等に対しては将来キャッシュ・フローの見積りに基づき算定されるため、会計上の見積りの不確実性と経営者の偏向の可能性が存在する。

貸倒引当金の算定プロセスの概要を図示すると以下のとおりである。



貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定は、「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」（プロセス1）及び「予想損失額に関する将来見込み等」（プロセス4及び5）であり、上記の各プロセスにおける処理又は用いられた仮定は、以下のとおりである。

1. 自己査定による個社の取引先区分・資産分類の判定

取引先区分は、貸出先の業況や財務内容等の実態に基づき、経営改善計画の実現可能性等の将来の見通しを検討した上で判定している。また、資産分類は、担保等の保全を含む、貸出金等の回収の確実性を検討した上で判定している。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス禍のもとで企業の下支えとなっていた新型コロナ制度融資の返済が本格化しており、貸出先の資金繰りへの影響や経営改善計画の実現可能性等の将来の見通しへの影響等をより慎重に判断することが必要になっている。

2. 信用リスクの程度に応じて区分するための貸出金等のグルーピング

会社は、自己査定に基づく正常先債権及び要注意先債権について、それぞれ危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権に区分している。また、要注意先債権のうち、要管理債権以外のその他の要注意先債権（以下、「その他の要注意先債権」）について、貸出条件緩和の有無により細分化している。このように、信用リスクの程度に応じた貸出金等のグルーピング単位で、一般貸倒引当金は算定される。

3. 一般貸倒引当金の算定における予想損失率

正常先債権及び要注意先債権に対する一般貸倒引当金の引当率は、原則として過去の1年間又は3年間の貸倒実績率の一定期間における平均値を適用する。

4. 一般貸倒引当金の算定における将来見込み等の追加調整

当連結会計年度の事業環境及び今後の見通しを踏まえた見直しの結果、以下の追加調整を行っている。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、連結決算日時点の大口取引先に対する債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を基礎として、連結決算日以降の突発的な貸倒リスクを織り込むための引当金を追加計上している。

その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和の無い債権については、新型コロナ制度融資の返済開始による貸出条件緩和の発生リスクを考慮し、リーマンショック発生時の貸出条件緩和の発生実績を基礎とした予想損失率の調整を行っている。

その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和を有する債権については、同債権に区分された直後の債権ほど貸倒実績率が高いという特徴に着目し、同債権に区分された直後の債権とそれ以外の債権のそれぞれの貸倒実績率と、連結決算日におけるそれぞれの債権残高割合に基づき、同債権全体の貸倒実績率の補正を行っている。

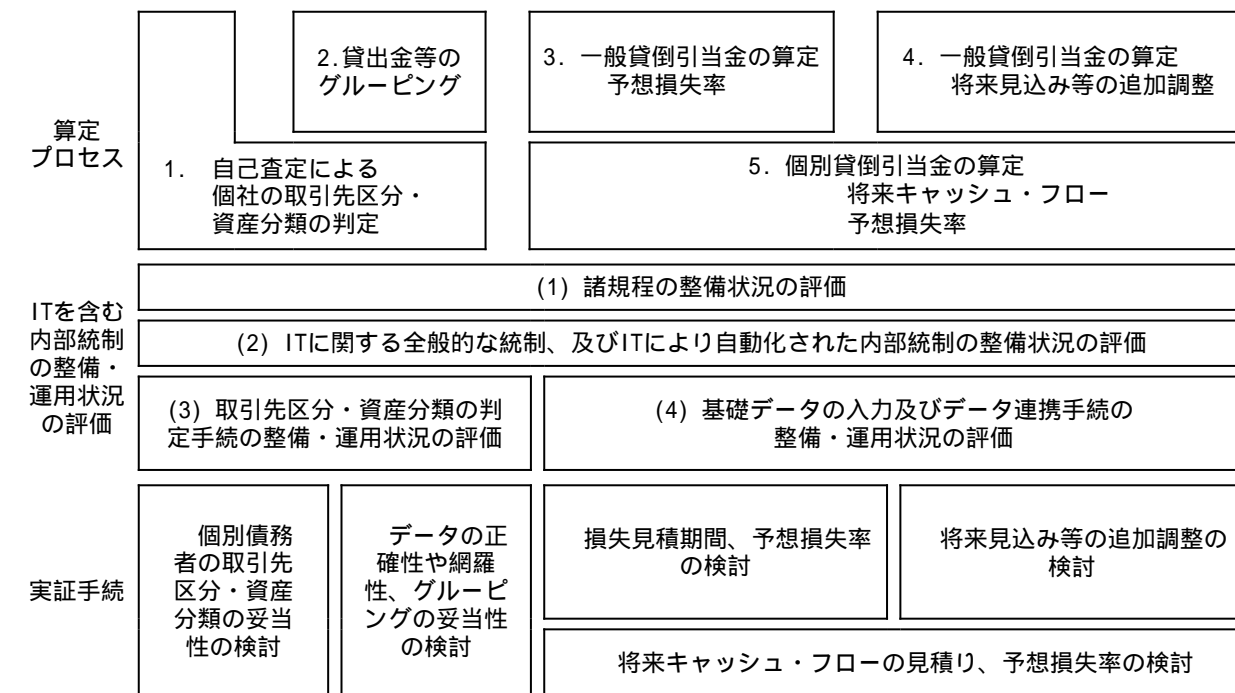
5. 個別貸倒引当金の算定方法

与信残高が一定金額以上の破綻懸念先債権は、個別の債権毎に、担保等で保全されていない部分に対し、将来のキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を貸倒引当金として計上している。また、与信残高が一定金額以下の破綻懸念先債権は、担保等で保全されていない部分に対し、今後発生する損失を見込むため、今後7年間の予想損失率を適用して貸倒引当金を算定している。予想損失率は、中長期の景気循環の影響が均された過去の貸倒実績率と、直近の経済指標の実績値から推計される損失率を比較し、いずれが高い方の率を適用している。

上記のとおり、貸出金等に対する貸倒引当金の評価は、取引先区分の判定における経営改善の見通し、一般貸倒引当金の将来見込み等の追加調整、及び個別貸倒引当金の算定方法に多くの仮定が含まれており、経営者の判断により重要な影響を受け、見積りの不確実性が高いことから、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

(監査上の対応)

貸出金等に対する貸倒引当金の評価に関して、会社の算定プロセスに対応した内部統制の評価手続と、実証手続により構成する監査手続の概要を図示すると以下のとおりである。



貸倒引当金の評価にかかる以下の内部統制の評価手続を実施した（以降の項番は上図のものに対応する）。

- (1) 自己査定及び貸倒引当金に関する諸規程の整備状況
 - (2) ITに関する全般的な内部統制、及びITにより自動化された内部統制の整備状況
- 上記の評価を基に、主に以下の内部統制（IT統制を含む）の整備及び運用状況の評価手続を実施した。
- (3) 取引先区分及び資産分類の判定手続
 - (4) 貸倒実績率を算定するための基礎データの入力及びデータ連携手続

併せて、上記の貸倒引当金の見積りに関する主な仮定等に対し、主に以下の実証手続を実施し、経営者が会計上の見積りの不確実性に適切に対処しているかどうか、また経営者の偏向がないかどうかを検討した。

取引先区分及び資産分類について、正常先及び要注意先のうち、大口債務者に加え、業況及び財務内容等から取引先区分の判定にリスクがある債務者をサンプル抽出し、区分及び分類の妥当性を検討した。また、担保評価について、過去の見積りと実績を比較するとともに、破綻懸念先以下の債務者のうち、担保による保全額が大きい債務者をサンプル抽出し、その妥当性を検討した。

特に、将来の経営改善の見込みが区分の判断上重要な債務者については、直近の業況、経営改善計画の施策の根拠及び計画と実績の比較等を慎重に検討した。

貸倒引当金の算定に用いるデータについて、勘定系システム及び自己査定システムの元データと照合し、その正確性や網羅性を検討した。また、貸出金等のグルーピングについて、取引先区分や危機対応業務に係る損害担保貸出とそれ以外の債権ごとの貸倒実績の推移分析を行うことにより、その妥当性を検討した。

一般貸倒引当金の算定における損失見積期間及び予想損失率について、見積りに用いられた仮定の適切性を検討した。

一般貸倒引当金の算定における将来見込み等の追加調整について、用いられた仮定の適切性を検討するため、主に以下の手続を実施した。

当該仮定を選択した根拠と、検討した代替的な仮定について、関連各部へ質問し、その根拠となる分析結果を閲覧した。

貸倒引当金の見積りにあたり使用した他の仮定や、他の監査手続で得た理解と整合しているかどうか検討した。

過年度からの変更がある場合は、当該変更が適切かどうかを慎重に検討するため、金融環境等の外部分析情報や会社の信用リスク管理における分析結果等の仮定の裏付けとなる情報を検討した。

個別貸倒引当金の算定について、以下の手続を実施した。

破綻懸念先のうち、担保等により保全されていない債権の残高が一定金額以上の債務者を抽出し、将来キャッシュ・フローの見積りの妥当性を検討した。

破綻懸念先のうち、今後7年間の予想損失率を適用する債権について、貸倒発生率の推移分析を実施することで、損失見積期間の妥当性を検討した。また、適用する予想損失率について、見積りに用いられた仮定と、会社の融資方針、融資ポートフォリオの特性、信用リスクの分析結果等との整合性を検討した。

上記に加え、貸倒引当金の計上に関する会計方針や会計上の見積りの開示について、経営者と協議し、内容が適切に記載されているか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内

容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当金庫(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年 6月15日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 英 昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 辻 竜 太 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 正 彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の2022年4月1日から2023年3月31日までの第94期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金の評価

【参照する注記事項】

（重要な会計方針）7．引当金の計上基準(1)貸倒引当金
（重要な会計上の見積り）1．貸倒引当金

会社は、貸出金に対する貸倒引当金を含め、その他の債権と合わせた信用リスク資産に対する貸倒引当金184,859百万円を計上している。監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貸出金等に対する貸倒引当金の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と

財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当金庫(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月5日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

P w C J a p a n 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 英 昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 正 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 澤 哲 史

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当金庫(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月5日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 英 昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 正 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 澤 哲 史

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の2023年4月1日から2024年3月31日までの第95期事業年度の中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の中間監査報告書の原本は当金庫(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。